

子ども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン（令和6年3月子ども家庭庁策定）

○ガイドラインの目的

各府省庁や地方自治体の職員を対象に子ども・若者の意見を聴き政策に反映することについて理解を深めていただき、実践していく際の留意点や工夫、事例を提供するもの。

○意見反映の意義（第1章）

- ① 子ども・若者のニーズを施策に反映させることは、よりよい社会づくりにつながり、また、子ども・若者の地域社会への愛着を育むことも期待される。
- ② 「子どもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。

（本文抜粋）

→子ども・若者とともに社会をつくるという認識をもち、**より良い施策の実現と子ども・若者の自己有用感の向上という2つの意義のバランスを考慮しながら、幅広い年代の子ども・若者が安心して意見を言えることができる場や機会をつくる**ことが大切です。

子ども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン（令和6年3月子ども家庭庁策定）

○子ども・若者の意見を聴く場面や方法（第2章）

<継続的な方法>

- ・ **審議会・懇談会等の委員等への子ども・若者の登用**
- ・ 子ども・若者を構成員とする常設の会議体の設置（子ども会議、若者会議等）
- ・ 子ども・若者がモニター登録し、様々なテーマで対話やアンケートを実施

→継続的に意見を聴く方法は、**子ども・若者の意見を聴く土壌をつくることにつながり、時間をかけて取組を進めることができることから、意見の実現や企画・運営、評価の場面に適している。**

<不定期・スポット的な方法>

- ・ 子ども・若者が参加しやすいよう工夫したパブリックコメントの実施
- ・ ワークショップの開催等
- ・ アンケートの実施

→不定期・スポット的な方法は**ニーズを聴いたり、アイデアを募ったりする場面に適している**

○対象者を考え、公平で多様な意見表明機会をつくる（第2章）

<意見反映のためのポイント>

- ・ 政策の当事者や政策が影響するこども・若者を考え、意見を聴く対象を決めている。
- ・ 特定の属性の意見に偏らないよう意見を聴く対象を検討している。
- ・ 意見を聴く機会について、幅広くこども・若者が情報にアクセスできるか考えて周知している。

（本文抜粋）

一方で、特定の年齢や属性のこども・若者を支援対象とする施策等については、対象のこども・若者から意見を聴く機会の確保が必要です。貧困、虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、不登校、障害・医療的ケア、非行などを始め、困難な状況に置かれたこども・若者、ヤングケアラー、社会的養護の下で暮らすこども、社会的養護経験者など、様々な状況にあって声を聴かれにくいこども・若者、乳幼児を含む低年齢のこどもに対しては、個別に出向いて意見を聴く方法が考えられます。

○意見を聴く（第2章）

<意見反映のためのポイント>

- ・ こども・若者が意見を言いやすい方法を選べるよう様々な選択肢を用意している。

（本文抜粋）

こども・若者がそれぞれにとって意見を言いやすい手法を選べるよう、意見表明の方法や場、支援者の同席の要否等について様々な選択肢を用意して、こども・若者が置かれた状況や希望に応じて選択できるようにしましょう。また、個々の政策の目的や内容、意見を聴くこども・若者の状況や特性によっても最適な手法は多様であるため、様々な手法を重層的に組み合わせ、多様な声を聴く機会をつくるのが大切です。

<意見を聴く手法>

- ① **対面**：相手の表情や仕草、反応を見ながら話ができる。顔き・相づち等により受け止められたと感じて意見を言いやすい雰囲気ができる。
- ② **オンライン**：住んでいる場所や移動に伴う時間・費用、怪我・障害等の困難があっても参加しやすい。顔を見せずに緊張感が少ない形で参加ができる。
- ③ **アンケート**：質問に答える形式のため意見を伝えやすい。匿名にすることができ、意見を言う心理的ハードルがより下がる

○声を聴かれにくいこども・若者を考慮する（第3章）

<声を聴かれにくい背景>

（本文抜粋）

～そのようなこども・若者は、様々な形で思いや願いを発しているにもかかわらず、意見を聴く側の配慮が足りないことで、声を聴かれにくい状況にあります。

<声を聴かれにくいこども・若者の意見反映に取り組む意義>

- ・声を聴かれにくいこども・若者が抱えている困難性や経験、考え方は社会が取り組むべき課題を表している。
- ・声を聴かれ、尊重される経験を社会がサポートすることが、声を聴かれにくいこども・若者のエンパワメント（自信を得て生まれながらもつ能力を発揮できるように支えること）になる。

<声を聴かれにくいこども・若者の例>

①学校、地域、生活の場等を通じて情報や参画機会をつくることが困難

不登校のこども、中退した若者、経済的に困難な家庭のこども・若者、ヤングケアラー など

②意見表明の手法の選択肢が限られていることから受け止める側も聴くための工夫が特に必要

障害児・医療的ケア児、外国人のこども・若者 など

③意見を言うことが安全・安心でない等、意見を言う環境に特別な配慮や工夫が必要

社会的養護経験者、虐待を受けたことがあるこども・若者 など